

今後の総合支所連絡会議（執行部会）の進め方（案）

1 連絡会議（執行部会）における情報共有の促進について

現行の取扱い	今後の取扱い（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に行った総合支所長の職階見直しの際に、議会等から「地域の声の本庁に届きにくくなる」との心配の声を受けたことを踏まえ、本庁と総合支所との連携を強化するため、本連絡会議を設置し、地域課題の共有やその解決に向けた検討を行っている。 ・なお、総合支所の役割として、地域との「信頼関係」を築くことが重要であることから、行政委員宅の訪問等により日頃から積極的な地域課題の把握も推進しており、「共助・公助」の適切な選択による解決も促進している。 	<p>現行の取扱いに加えて、以下のとおり情報共有を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議（執行部会）の設置目的は、石巻市総合支所連絡会議設置要綱第1条に規定する「総合支所と本庁の連携を強化し、住民サービスの向上を図る」ことであり、同要綱第2条の所掌事項には「重要な情報」の共有が定められている。 ・住民サービスの向上を図るためには、組織横断的なノウハウの活用が不可欠である。各地区の課題解決や地域活性化に資する優良な取組事例等を共有することで、他地区への応用可能性の検討や企画立案能力の形成が進むなどの効果が期待できる。 ・このため、こうした事例等は「重要な情報」といえ、今後は、連絡会議及び執行部会を通じて、その共有化を図るものとする。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年第1回定例会の一般質問の中で、北上地区においては、「にっこり団地計画」や「北上小学校の防災マップ」、「平地の杜づくり」など、全国規模の大会で表彰を受けているなど

現行の取扱い	今後の取扱い（案）
	<p>の取組が多々あるとの紹介があったが、こうした取組は他の地区においても同様と思料される。</p>

2 課題整理の様式について

現行の取扱い	今後の取扱い（案）
<p>様式 1 及び様式 2 の現在の取扱いは、以下のとおりとしている。</p> <p>① 様式 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所の課題として、本庁と情報共有を行い、必要に応じて予算や実施計画の要求について検討するもの <p>② 様式 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政委員宅の訪問や地域の声を通じて拾い上げた内容を、総合支所が主体となって解決を図るもの <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本連絡会議の立上げ当初は、始めに様式 2 に登載し、その中から、執行部会で協議する案件を様式 1 に登載する運用としていた。しかし、様式 1・2 の内容が重複することから、令和 7 年度から、様式 1 に登載した案件は、様式 2 に登載しないこととした。 	<p>様式 1・2 の登載内容は、いずれも総合支所が抱えている地域課題には変わりがないため、今後は様式を統合して進捗管理をすることとする。</p> <p>なお、上記 1 の情報共有については、様式は問わない。</p>

3 予算を伴う案件の取扱いについて

現行の取扱い	今後の取扱い（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、未完了となっている案件の多くは、道路補修など予算の確保により解決するものであるが、厳しい財政状況を考慮すると、完了の目途が立たない状況となっている。 ・また、これらの案件については、受益者が限定的であり、費用対効果の面から、事業化の優先度が低いものも少なくない。 ・このように執行部会で課題として取り上げても予算化に至らないケースが多く、執行部会を経ずに、直接本庁担当課に協議した方が結論が早く、事務負担も軽減されることを踏まえると、執行部会が活用されにくい状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、未完了となっている道路事業などの予算を伴う案件については、各総合支所において、優先順位を付して段階的な事業化を進めることとし、本連絡会議の進捗管理から除外することとする。 ・新規案件の取扱いについては、これまでと同様に、まずは執行部会において、担当部長の意見や考え方を確認する。 ・また、その中で対応が必要と判断した案件については、予算及び実施計画への登載を要求することを決定する。この場合において、当該案件を「執行部会決定案件」として関係課との共有を図り、実効性を高めることとする。 ・予算の確保が困難であるなど、「執行部会決定案件」に該当しなかった案件については、各総合支所において、優先順位を付して段階的な事業化を進めることとし、本連絡会議の進捗管理から除外する。ただし、状況の変化など必要に応じて、再度、新規案件として執行部会において協議を行うことは妨げない。

4 連絡会議・執行部会の開催回数について

現行の取扱い	今後の取扱い（案）
<p>① 執行部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回程度の開催としている。 （実際は新規案件がないために、毎月開催が困難となっている。） ・事務局は、総合支所地域振興課が持ち回りで担っている（連絡会議前となる4・8月は、行政経営課を事務局としている。）。 <p>② 連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回（4・8月 事務局：行政経営課） 	<p>① 執行部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり開催回数を5回とする。 5～7月 2回（事務局：総合支所地域振興課） 9～2月 1回（事務局：総合支所地域振興課） 4・8月 各1回（事務局：行政経営課）※変更無し ・今後は、課題等の案件がない場合でも重要な情報を共有するために開催する。 <p>② 連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更無し